

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

手すり事前設置でリスク低減

高所作業車使い安全を確保

東亜・本間建設共同企業体 新客船ふ頭建設工事

ニュース

規制逃れの「一人親方化」懸念

社保未加入企業排除で

国交省 実効ある対策検討へ

特集Ⅱ

これで解決!! シゴトとココロの問題

躁状態でないときに治療勧奨を —動画配信中—

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2334

7

2019

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 北海道会
社会保険労務士法人 安藤行政事務所

代表社員 安藤 壽建

第294回

担当以外の業務で蜂に刺される

■ 災害のあらまし ■

Aは、B社が管理している公園事務所（所長、受付・経理事務、管理部門の合計3人）にて受付・経理事務員として勤務していた。

Aの職場である公園事務所は敷地面積も広く、屋外の運動公園や緑地には樹木や花壇もある。公園の維持管理が主な業務であるが、年間計画により植栽管理（剪定・育成等の樹木の管理や四季折々の花の手入れ、公園内の危険箇所の補修、草刈）と施設の点検（公園内の遊具、スポーツ施設、公衆トイレなどの施設・設備など）業務がある。Aは主に公園を利用する人の案内や受付を行い、公園内の維持管理・植栽管理は、所長と管理部門の担当が行っていた。

8月某日、公園内の水飲み場でハチに遭遇したと公園の利用者から事務所に連絡が入った。A自身は担当ではないが、あいにく所長と管理部門の担当が休みだったため、やむを得ず利用者の通報した場所に行ったところ、スズメバチに頭部を刺され、痛みがひどく、すぐその日に受診した。

■ 判断 ■

B社は市から受託した公園の管理をしている会社である。Aは受付・経理事務員とし働いており、担当以外の業務をやむを得ずAが代理したことで、蜂に刺され負傷した今回の事例は、**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

業務災害とは、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害または死亡をいう。Aが業務災害として認められるには、「使用者の支配下にあつて、使用者の有する事業の危険性が現実化し、その危険と労働者の傷病等との間に一定の因果関係のあるも

」であること。労災保険の業務上の傷病認定にあたっては、「業務起因性」と「業務遂行性」が認められなければならない。

厚生労働省では、業務に通常伴う危険によって災害が生じた場合には、業務と災害との間に一定の因果関係がある「業務起因性」が認められるとしている。つまり、「業務起因性」の認定は、次の基準から成り立っている。①労働者の担当している業務が、使用者の事業範囲であること、②労働者の被災が使用者の事業の危険性から発生したものであること、③労働者の被災が使用者の事業から発生して、労働者の業務中に事故が起こり負傷したこと。

業務遂行性とは、「労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態」をいう。また、業務遂行性は、3種類の型に分けることがある。㊦事業主の支配・管理下（施設の中）にあって業務に従事している場合、㊧事業主の支配・管理下（施設の中）にあるが、業務に従事していない場合、㊨事業主の支配下にあるが、管理下（施設）を離れて業務に従事している場合。

今回の事例では、次の場合が考えられる。

（1）承認がなく作業した場合

所長の承認がなく、労働者が担当作業以外に業務を行うことは、業務との関連性がなく業務上災害とは言い難い。今回は、本来Aが行う業務ではないこともあり、蜂に刺されることを想定せず、自己判断でとにかく現場を確認することを優先し、その後所長に報告し対応を相談しようと考えて、公園内にある水飲み場に行ったところ、スズメバチに刺され負傷となった。これは、業務遂行性が否定される可能性もある。

参考：「事業主の特命なく、担当作業以外の作業に従事中の事故は、当該事業場の労働者として、当然なすべく期待される行



為を行ったと認められるときは業務上」（昭31.3.31 30基収第5597号）。

（2）承認があって作業をした場合

所長の承認を受けた場合は、所長の指揮命令を受けて作業をしていたこととして当然であり、担当作業以外の作業でも業務起因性が高く業務災害として認められる。

「蜂刺され災害を防ごう」（農林水産省、林野庁）によると、蜂に刺された場合危険な状態に陥ることがあり注意が必要。蜂は、いきなり無差別に人を攻撃するわけではない。蜂による被害をなくすためには、巣に近寄らない、巣に振動などの刺激を与えない、防蜂網の着用、蜂の殺虫スプレーの携行が大切とある。現場確認を行う場合、当然防蜂網を着用するなど、蜂に対する対策をする必要がある。

何らかの理由により、担当以外の作業や業務をする場合には、自己判断をせずに会社の責任者に相談し、承認を得た後に作業や業務を行うことが重要となる。また業務上労災防止には本来の業務ではないが対応の可能性のある場合は想定される危険への対応マニュアルの作成や社員教育を行うべきである。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp